

矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月十一日

浜田昌良

参議院議長 西岡武夫殿

矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問主意書

矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関して、以下のとおり質問する。

- 一 「矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第五八号。平成二十一年十一月二十五日提出)に対する答弁書(内閣参質一七三第五八号。平成二十一年十二月四日)において、満期釈放となると見込まれる者については全員、薬物依存離脱指導プログラムの対象とすべきとの質問に対して、「薬物依存離脱指導プログラムを受講させることが必要な受刑者については、今後とも同プログラムが受講できるよう努めてまいりたい」との答弁であった。その後の受講者の推移を示されたい。また、同プログラムを受講できるような取組、方針に関して、今後どのように対応していく予定なのか、政府の見解如何。

- 二 同答弁書において、「地域生活定着支援センターの運営費に対する国の補助金については、今後とも、必要な予算の確保に努めてまいりたい」との答弁であった。予算確保に向けた取組状況について示された

- 三 同答弁書において、「薬物依存症のある者の社会復帰を支援する民間の団体等とも連携し、保護観察を

実施している」との答弁であった。その後、民間団体との連携をどのように図ってきているのか。

右質問する。